

日野市発注工事における現場代理人の兼任及び常駐義務緩和の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、日野市が発注する工事について、適正な履行を確保し、建設業者の受注機会の拡大と負担の軽減を図るため、現場代理人の常駐義務を緩和し、他工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「現場代理人等」という。）との兼務に必要な事項を定めることを目的とする。

(常駐義務の緩和要件)

第2条 現場代理人は、受注者から付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえ、次の各号のいずれかに該当するときは、常駐を要しないこととすることができる。

(1) 発注者との連絡体制を確保するとともに、工事現場の作業状況等が次のいずれかの期間にあること。

ア 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋りょう、ポンプ、ゲート、昇降機設備等の工場制作を含む工事について、工場制作のみが行われている期間

エ 現場での後片付け作業及び工事完成図書類の作成が終了した時点から工期末までの期間

オ その他、発注者が適当と認める期間

(2) 当該工事の規模・内容が、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の場合など、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでなく、かつ、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる場合であること。

(兼務を認める要件)

第3条 前条第2号に該当する場合において、次の各号の全てを満たす場合は、他の工事の現場代理人等との兼務を認める。ただし、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務を緩和するものではない。また、特命による随意契約工事であって、工事現場が同一又は近接していて、かつ、工期が重複し、又は継続する工事については、同一の工事とみなし、兼任する工事に算入しない。

(1) 兼務できる工事の件数は2件までであること。

(2) 兼務できる工事は、いずれも前条第2号に該当すること。

(3) 兼任できる工事の現場は、いずれも日野市内であること。

(4) 常に発注者との連絡体制が確立されていて、監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

(5) 兼任しようとする工事請負金額がいずれも4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは兼務を認めない。

(1) 施工担当部長が、工事の施工内容、現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断したとき。

(2) 既に従事している工事において常駐を求められているとき。

(3) 兼務しようとする者が営業所の専任技術者であるとき。

(4) 過去の工事成績その他により、市が兼務を不相当と認めたとき。

(兼任手続)

第4条 第3条の規定により兼務させようとする受注者は落札決定後、「現場代理人兼務届(様式1号)」で、既に従事している工事に関する事項等を届け出なければならない。また、既に従事している工事の発注者又は監督員に対し、新たに従事する工事に関する必要な事項を報告すること。

2 施工担当部長は、前項の申請を受けたときは、工事担当職員と協議を行い、当該現場代理人の兼任の可否を決定するとともに、「現場代理人兼務承認・否認通知書(様式2号)」により受注者に通知するものとする。

(契約変更による対応)

第5条 兼務している工事において、契約変更等が生じたことによる契約金額の変更があり、第3条第1項第5号に規定する金額の条件を満たさなくなった場合であっても、引き続きこの要領を適用するものとする。

(遵守事項)

第6条 現場代理人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼任するいずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 工事現場を離れる場合は、監督員と確実に連絡が取れる体制を整えること。
- (3) 不在となる工事現場については、代替りの責任者を配置し、安全管理及び住民対応等に務めること。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式1号（第3条、第4条関係）

年 月 日

（あて先）日野市長

商号又は名称
所在地
代表者氏名

印

事務担当者及び連絡先

現場代理人兼務届

下記の工事について、現場代理人の兼務を希望しますので、日野市発注工事における現場代理人の兼任及び常駐義務緩和の取扱要領第4条の規定により届け出ます。

なお、兼務する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、施工することを誓約します。

1 工事件名	
2 工事現場	
3 契約金額（税込）	
4 工期	年 月 日から 年 月 日まで
5 現場代理人氏名	
6 不在時の責任者氏名	

（上記現場代理人が現在従事中の工事）

1 工事件名	
2 工事現場	
3 契約金額（税込）	
4 工期	年 月 日から 年 月 日まで
5 不在時の責任者氏名	

※現場代理人が現在従事中の工事について、工程表を添付すること。

※裏面の「兼務要件チェックリスト」を記入すること。

兼務要件チェックリスト

※①または②にすべて☑が入ること。

①常駐を要しない期間に該当する場合

(日野市発注工事における現場代理人の兼任及び常駐義務緩和の取扱要領 第2条第1号)

<input type="checkbox"/>	工事現場の作業状況等が次のいずれかの期間にある ※ア～オのうち該当するものに○をすること ア.現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 イ.工事の全部の施工を一時中止している期間 ウ.橋りょう、ポンプ、ゲート、昇降機設備等の工場制作を含む工事について、工場制作のみが行われている期間 エ.現場での後片付け作業及び工事完成図書類の作成が終了した時点から工期末までの期間 オ.その他、発注者が適当と認める期間
--------------------------	---

②上記以外で兼務が認められる場合

(日野市発注工事における現場代理人の兼任及び常駐義務緩和の取扱要領 第2条第2号、第3条)

<input type="checkbox"/>	工事の規模・内容が、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでなく、かつ、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制が確立している
<input type="checkbox"/>	兼務できる工事の件数は2件までである
<input type="checkbox"/>	工事の現場は、2件とも日野市内である
<input type="checkbox"/>	監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能
<input type="checkbox"/>	兼務しようとする工事請負金額がいずれも4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満
<input type="checkbox"/>	既に従事している工事において常駐を求められていない
<input type="checkbox"/>	兼務しようとする者は営業所の専任技術者ではない

様式2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者 様

日 野 市 長
(公印省略)

現場代理人兼務承認・否認通知書

年 月 日に現場代理人兼務届のありました下記工事について、現場代理人の兼任及び常駐義務緩和の取扱要領に基づき、次の通り通知します。

結果	承認 ・ 否認
理由 (不承認の場合のみ)	